

平成 29 年 8 月 4 日  
鳥 取 労 働 局

## 米子公共職業安定所における文書の誤送付について

鳥取労働局（局長 内田 敏之）は、米子公共職業安定所（所長 花倉 隆、以下「米子所」という。）において発生した個人情報を含む文書の誤送付について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

### 1 概要

米子所において、A団体にナースセンター・ハローワーク連携事業\*対象者に係る顛末連絡票（以下「連絡票」という。）を送付する際、誤ってBさんの氏名等を記入して送付するという事案が発生した。

連絡票には、Bさんの氏名、生年月日、就職年月日、再就職先が記載されていた。

\* ナースセンター・ハローワーク連携事業（以下「事業」という。）とは、ナースセンターとの連携により、看護師等への就業を希望する者と地域の医療機関との求人求職のマッチングを強化し、支援を行うもの。

### 2 事実経過

- (1) 平成 29 年 4 月 11 日、米子所において、Bさんから求職申込を受付けた際、事業による支援の説明をしたところ、Bさんは事業による支援を希望しない旨回答した。
- (2) 同日、職員CがBさんに係る当該事業による支援を希望しない等の情報を事業対象求職者台帳（以下「台帳」という。）に記入する際、誤って当該事業を希望する旨記入し、支援対象者として登録した。
- (3) 同年 7 月 7 日頃、職員Cが当該事業の支援対象者のうち6月中に就職が内定した者の連絡票を作成し、A団体に送付した。
- (4) 同月 28 日、A団体から、当該連絡票に支援対象者でないBさんの情報が記載されている旨電話連絡があり、職員CがBさんに係る職業相談記録を確認したところ、Bさんは当該事業による支援を希望しない旨の記録であったため、誤送付が判明した。
- (5) 同日、次長がBさんに電話で経過説明及び謝罪を行うとともに、別途訪問の上改めて謝罪したい旨申し入れたが訪問の必要はないとのことで、当該対応での了承を得た。
- (6) 同日、次長がA団体の担当者に電話で経過説明及び謝罪を行い、了承を得た。

### 3. 発生原因

- (1) 台帳に記入する際、当該事業の支援希望の有無に関わらず、すべての看護師等求職者を同一の台帳で登録管理していたこと。また、職員CがBさんに係る支援希望の有無を誤って登録したこと。
- (2) 台帳記入及び管理を職員Cが単独で行っており、登録情報の管理を組織的に行っていなかったこと。

### 4. 再発防止策

- (1) 米子所では、平成29年7月31日、緊急幹部会議を開催し、所長から所内幹部職員に対し本事案の発生に係る経過と問題点について説明を行い、個人情報情報の適切な管理と取扱いについて再度徹底するとともに、以下の対策を指示した。
  - ① 事業の支援対象者を登録する台帳と、それ以外の者を登録する台帳は別様式とすること。
  - ② 台帳に登録を行う際は、別の職員が同意書の有無を、また、連絡票送付時は、連絡票作成者と別の職員により台帳及び連絡票のダブルチェックを行うこと。
- (2) 鳥取労働局においては、同年8月1日、幹部会議を開催し、局長から個人情報情報の適確な管理の徹底を指示するとともに、局内各課室並びに管下の労働基準監督署及び公共職業安定所に対して、本事案を文書により周知し、個人情報情報の適正な管理、取扱いの徹底について指示を行った。

また、職業安定部では、8月中にすべての公共職業安定所に対する監査を行い、改めて個人情報管理のための基本動作の徹底を行うこととする。